



富労基発 0802 第 2 号
令和 4 年 8 月 2 日

荷主関係団体各位

富山労働局労働基準部長



トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの周知について

平素は、労働行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業における長時間労働については、これまでも是正に向けた取組を行ってきたところでありますが、トラック運転者の長時間労働の背景には、荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者の努力のみでは改善することが困難な状況にあることから、運送事業者による労務管理改善だけでなく、荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条による時間外労働の上限規制（年 960 時間）とともに、令和 6 年 4 月から適用される予定であることに鑑み、これらの円滑な施行のため、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、運送事業者における労務管理上の改善や、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善を図る必要があります。

これらの改善を目的として、厚生労働省では、委託事業「令和 4 年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」において、「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を設置することにしました。

相談センターでは、別添リーフレットのとおり、フリーダイヤルによる電話、又は「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」で、トラック運転者の長時間労働改善に向けての労務管理上のご相談等を受け付けているほか、より詳しいご相談を希望される場合には、労務管理コンサルタントによる訪問等も実施しています。

については、貴団体発行の機関誌や団体 WEB への掲載等による広報、または、貴団体傘下事業場への別添リーフレットの配布等、相談センターの周知につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

